

発刊に寄せて

全国柔道整復師連合会はすべての柔道整復師の社会的地位向上と、現場の柔道整復師の先生方が目の前の患者さんの施術に専念できる環境を作るため平成23年12月18日に設立し、これまでに公益社団法人日本柔道整復師会をはじめ、関係団体との連携に取り組んでまいりました。

また、柔道整復療養費を中・長期的な視点で議論する社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」に専門委員を輩出し、個人契約柔道整復師の代表として様々な提言を行ってまいりました。

さらに、「柔道整復師団体情報交換会」や「柔道整復師連携フォーラム」を全国各地で開催し、団体間の垣根を超えて全国の柔道整復師の先生方と情報交換等を行ってきたことは、厚生労働省からは高く評価していただいております。これからも、私も共同代表を務める「全国柔道整復師統合協議会（会員施術所数1万5,251カ所、令和4年3月31日現在）」と連携して、柔道整復師の業務範囲の拡大やすべての柔道整復師に公平・公正な審査委員会の構築、オンライン請求・オンライン資格確認、広告規制に関するガイドライン制定など業界全体の諸問題の解決に向けて、活動してまいります。

しかしながら、柔道整復師が施術所を運営する上では、業界全体としての政策提言などにより解決できる問題の他に、患者さんとのトラブルや各保険者への対応、従業員さんを雇われている施術所は人事労務の問題など、施術以外での対応が多岐にわたります。

私たち全国柔道整復師連合会には、こうした問題についても、これまで培ってきたものがあります。

今般、培ってきたノウハウを全国の柔道整復師に知っていただきたいと考え、柔道整復師業界の諸問題に精通されている高津陽介弁護士に、柔道整復師が知っておくべき法的知識とともにおまとめいただきました。

是非ご一読いただければ幸いです。

令和4年8月
一般社団法人全国柔道整復師連合会
代表理事 田中威勢夫



はじめに

野球少年だった私の怪我をみて、身体の使い方を教えてくれたのは柔道整復師の先生でした。怪我を押してでも試合に出場しなければならない時の対処法や、再発防止のために日常生活動作で改善すべきところを教えていただき、単に「検査をして原因を説明し、その後は安静にしているよう指示する」という対応にとどまらない怪我との向き合い方を教えていただきました。

しかし、弁護士になってから痛感しているのは、柔道整復師の何たるかについて、世の中から必ずしも正しく理解されていない面があるのではないかという疑問です。そして、その誤解に基づく疑念が柔道整復師の先生に向けられた時、先生たち自身も、自分たちの存在を理論面から解きほぐして説明することは容易ではなく、その原因は理論的な話がわかりやすく解説された書籍が不足しているからではないかと思うようになりました。

たしかに、柔道整復療養費の適正化を図る必要性はあるのでしょうか。しかし、それにより柔道整復そのものの有用性が否定されるものではありません。武道の「活法」を基本とし、これに東西の医学技術が加わって発展してきた柔道整復術は、負傷した人体の治療を行い、患者の肉体的苦痛を除去し、日常生活動作上の助言等を行うところに特徴があり、患者の立場からすれば、どこでどのような治療を受けるかを選択する自己決定権に資する存在です。

僭越ながら、患者の自己決定権に資する治療家として社会貢献している先生方をバックアップしたいと思い、本書を上梓しました。また、柔道整復師と接点を持つ保険者、損害保険会社、弁護士の方々にとっても、少しでもお役に立てれば幸甚です。

本書の発刊にあたっては、株式会社日本法令の田中紀子氏より、素朴な疑問や補充すべき点のご示唆をいただきました。心より感謝申し上げます。

令和4年8月
弁護士 高津陽介

CONTENTS



第1章

柔道整復師とは

- 1-1 業務内容…………… 14
柔道整復師とは、そもそも何をすることができるのでしょうか？
- 1-2 隣接業種との異同…………… 16
柔道整復は、診療行為、鍼灸指圧、整体、カイロプラクティック、マッサージなどの隣接業種とはどこが異なるのでしょうか？
- 1-3 柔道整復と診療の違い…………… 18
柔道整復師が行う施術は、医師が行う診療とどこが異なるのでしょうか？
- 1-4 医師の同意…………… 21
医師の同意はどのように取得すればよいのでしょうか？
- 1-5 X線撮影の可否…………… 23
より正しく患部の状態を知るために、X線撮影による検査を行うことはできないのでしょうか？
- 1-6 免許…………… 26
柔道整復師の免許を得るための条件は何ですか？
- コラム 柔道整復師養成校入学の今昔①…………… 28
- 1-7 施術所の開設…………… 29
施術所を開設する時はどのような手続きが必要になりますか？
- コラム 柔道整復師養成校入学の今昔②…………… 31
- 1-8 業界の動向…………… 32
近隣に新しい柔道整復師の施術所がオープンして患者がそちらへ移ってしまわないか心配なのですが、業界として施術所は増加傾向なのでしょうか？
- コラム 柔道整復師養成校入学の今昔③…………… 36



- 2-1 施術契約の法的性質 38
 施術を行う以上、必ず治さなければならないのでしょうか？
- 2-2 施術に求められる水準 40
 柔道整復師の施術に求められる技術水準はどの程度でしょうか？
- 2-3 インフォームド・コンセント 42
 「インフォームド・コンセントが重要だ」と聞いたことがあります
 が、「インフォームド・コンセント」とは何でしょうか？
- コラム** 「健康寿命」をご存じですか？① 44
- 2-4 説明すべき事項・内容 45
 患者への説明はどの程度行う必要があるのでしょうか？
- コラム** 「健康寿命」をご存じですか？② 48
- 2-5 施術の適応判断 49
 施術を実施するか否かは、どのように判断すればよいのでしょうか？
- 2-6 報告義務 52
 患者から施術中にいろいろと質問を受けるのですが、それには逐一
 回答しなければならないのでしょうか？
- 2-7 施 術 録 54
 施術録は必ず作成する必要がありますか？
- コラム** 「健康寿命」をご存じですか？③ 58
- 2-8 守秘義務 59
 柔道整復師は、職務上知り得た患者の情報について、どのような義
 務が課せられていますか？
- コラム** 「健康寿命」をご存じですか？④ 61
- 2-9 損害賠償責任 62
 施術に関して柔道整復師が損害賠償責任を負うのはどのような場合
 ですか？



- 3-1 療養費……………68
療養費とはどのようなものでしょうか？
- 3-2 受領委任制度……………70
受領委任制度とはどのような制度でしょうか？
- 3-3 集団協定と個人契約……………73
受領委任制度を利用するためにはどのようなことが必要でしょうか？
- 3-4 復委任……………77
個人契約の場合、保険者への療養費の請求は、必ず柔道整復師自らが行わなければならないのでしょうか？
- 3-5 公益社団法人日本柔道整復師会……………80
公益社団法人日本柔道整復師会とは何ですか？
- 3-6 一般社団法人全国柔道整復師連合会……………82
一般社団法人全国柔道整復師連合会とは何ですか？
- 3-7 集団協定または個人契約による権利義務関係……………84
集団協定または個人契約の締結により、どのような義務が生じるのでしょうか？
- 3-8 療養費の算定基準……………91
療養費はどのように算定すればよいですか？
- 3-9 保険医療機関で治療中の負傷に対する施術……………119
保険医療機関で治療中の負傷に対して施術を行ったものは、療養費は支給されないのですか？
- 3-10 自費徴収の可否……………121
包帯の実費分を患者から徴収することは可能でしょうか？
- 3-11 療養費支給申請書……………122
療養費支給申請書はどのように書けばよいでしょうか？
- 3-12 施術録……………127
療養費の支給対象となる施術に関する施術録はどのように書けばよいでしょうか？

CONTENTS

- 3-13 **施術管理者の要件**…………… 129
柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となって療養費の支給申請を行うことができるのでしょうか？
- 3-14 **柔整審査会**…………… 131
療養費の支給申請の際に行われる柔整審査会の審査は、どのような点に着目して行われるものですか？
- 3-15 **患者調査**…………… 135
保険者からの患者調査において、患者は施術内容をよく覚えておらず、事実と異なる説明をしたようなのですが、どうすればよいのでしょうか？
- 3-16 **指導・監査**…………… 138
指導・監査にはどのような種類があって、どのような流れで行われますか？
- 3-17 **療養費の社会問題化**…………… 142
柔道整復師の療養費の不正請求が社会問題になっていますが、どのようなことが問題になっているのでしょうか？



第4章

交通事故

- 4-1 **施術費の請求方法**…………… 146
交通事故により負傷した患者に対して施術を行った場合、施術費はどのように請求すればよいですか？
- 4-2 **算定基準の有無**…………… 151
損害保険会社に対して施術費の請求（患者の損害賠償請求）を行う際、施術費を算定する基準はありますか？
- 4-3 **損害賠償額の算定における裁判所の考え方**…………… 154
交通事故と因果関係が認められる施術費の金額はいくらとなるのでしょうか？

- 4-4 交通事故と柔道整復師の接点…………… 168
交通事故で負傷した患者に対する施術において、どのような点に注意すればよいでしょうか？
- 4-5 初検時の注意点…………… 172
交通事故で受傷した患者の初検時に注意すべき点は何でしょうか？
- 4-6 「施術証明書・施術費明細書」の作成上の留意点…………… 176
自賠責の「施術証明書・施術費明細書」を作成する上でどのような点に注意すればよいでしょうか？
- 4-7 損害保険会社独自の目安表…………… 181
損害保険会社から支払金額の目安表が送られてきたのですが、これに従わなければならないのでしょうか？
- 4-8 打切りの示唆があった場合の対応…………… 183
損害保険会社から、そろそろ支払いを打ち切るといわれました。これに従わなければならないのでしょうか？
- 4-9 医師の同意書…………… 185
損害保険会社から、医師の同意書がないと施術費を支払えないといわれました。どうすればよいのでしょうか？
- 4-10 損害保険会社からの業務妨害…………… 187
損害保険会社が、患者に対して「整骨院に行っても治療効果は見込めない」などと言い、整骨院に行かずに医療機関を受診するよう指導しているようなのですが、どうすればよいのでしょうか？



第5章

労 災

- 5-1 施術費の請求方法…………… 190
労働災害により負傷した患者に対して施術を行った場合、施術費はどのように請求すればよいですか？
- 5-2 施術費の算定基準…………… 194
労災の場合、施術費を算定する基準はありますか？

5-3	「療養補償給付たる療養の費用請求書」作成上の留意点	199
	「療養補償給付たる療養の費用請求書」を作成する際、どのような点に注意すればよいでしょうか？	



第6章

患者トラブル

6-1	クレームに対する基本的な考え方	204
	患者等からクレームがあった場合は、そのすべてに対応しなければいけないのでしょうか？	
6-2	悪質クレマーの見分け方	207
	正当なクレームなのか悪質クレマーなのかは、どのように見分ければよいのでしょうか？	
6-3	クレームへの対応	211
	実際にクレームが入ったとき、どのような点に注意して対応すればよいのでしょうか？	
6-4	説明の仕方	216
	クレームに対して説明をしていくにあたって留意すべき点は何でしょうか？	
6-5	絶対にしてはいけないこと	219
	クレームに対する対応で、絶対にしてはいけないことは何でしょうか？	
6-6	タイプ別悪質クレマー対応の留意点	221
	悪質クレマーとはどのような人でしょうか。主張内容や態度に特定の傾向はありますか？	
6-7	悪質クレマーによる犯罪行為	226
	悪質クレマーの行為が犯罪行為に該当する場合というのはどのような場合でしょうか？	

- 6-8 弁護士や警察に相談する際の留意点…………… 230
弁護士や警察に相談する際は、どのようなことに注意すればよいでしょうか？



第7章

情報管理

- 7-1 遵守すべき法令…………… 234
情報管理に関して遵守すべき法令にはどのようなものがあるでしょうか？
- 7-2 取 得…………… 237
個人情報を取得する際に、どのようなことに気をつければよいでしょうか？
- 7-3 情報管理体制…………… 241
情報管理の体制として、どのようなことに気をつければよいでしょうか？
- 7-4 利 用…………… 245
個人情報の利用にあたって、どのようなことを遵守すべきでしょうか？
- 7-5 提 供…………… 247
個人データを第三者に提供する際、どのような点に注意すればよいでしょうか？
- 7-6 令和4年4月1日からの改正点…………… 250
最近、個人情報保護法が大きく改正されたと聞きましたが、どのような内容でしょうか？
- 7-7 マイナンバー…………… 258
マイナンバーの取扱いについて、どのような点に気をつければよいでしょうか？
- 7-8 本人からの開示請求への対応…………… 262
患者本人から、施術録を開示してほしいとの依頼があった場合、どのように対応すればよいでしょうか？

- 7-9 第三者からの開示請求への対応…………… 266
 第三者から施術録の開示請求があった場合はどのように対応すればよいでしょうか？



第8章

広 告

- 8-1 広告の制限…………… 270
 施術所の広告を考えているのですが、どのような点に注意すべきでしょうか？
- 8-2 インターネットや SNS 上の口コミ対策…………… 274
 施術所について、インターネットや SNS 上で事実無根の誹謗中傷が書き込まれているのですが、どのように対応すればよいですか？
- コラム 広告規制について…………… 279



第9章

人事労務

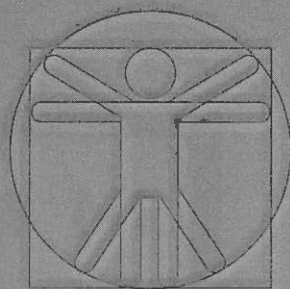
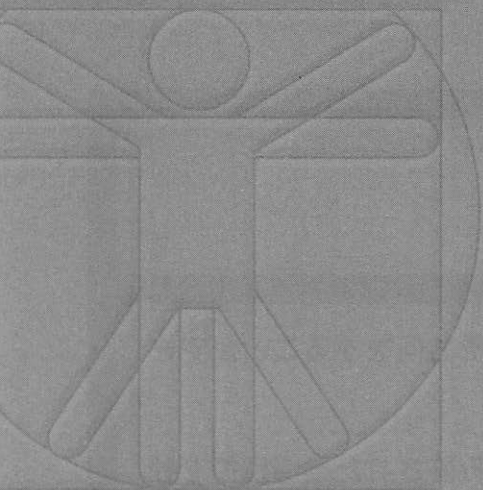
- 9-1 就業規則の作成…………… 282
 就業規則とは何でしょうか？ 従業員が少ない場合でも作成したほうがよいのでしょうか？
- 9-2 就業規則の変更…………… 285
 施術所の診療時間（営業時間）を変更することに伴い、就業規則を変更したいのですが、どのように行えばよいのでしょうか？
- 9-3 懲戒処分…………… 289
 職場のルールに違反した者に対して何らかの処分を行いたいののですが、どのようにすればよいのでしょうか？
- 9-4 解 雇…………… 292
 「従業員を解雇するのは難しい」と聞いたことがあるのですが、どういうことでしょうか？

- 9-5 **労働時間**…………… 295
従業員の労働時間について、どのような点に気をつければよいでしょうか？
- 9-6 **ハラスメント**…………… 299
パワハラを防止するための措置が義務づけられたと聞きましたが、具体的にはどのようなことを行えばよいのでしょうか？
- 9-7 **突然の退職**…………… 304
従業員が、突然、「辞めます」と言って出勤しなくなり、シフトに穴が開き、お客様に迷惑をかける事態が生じたのですが、このような事態を防ぐための方法はないのでしょうか？
- 9-8 **競業の防止**…………… 307
退職の意向を示した従業員が、どうやら近隣の別の事業者の施術所で働こうとしているようです。どうにかして止められないのでしょうか？
- 9-9 **労災保険への特別加入**…………… 310
柔道整復師が労災保険に特別加入できるようになったという話を聞きましたが、どのような制度でしょうか？
- 9-10 **雇用契約ではなく業務委託とすることができるか**…………… 312
新規開設する整骨院の店長を採用したいのですが、雇用契約ではなく業務委託契約の方法を採ることができるのでしょうか？
- 9-11 **契約社員・アルバイト**…………… 314
いきなり正社員として採用するのではなく、最初は期間を定めた契約社員や、週3回などのアルバイトとして採用したいのですが、可能でしょうか？

凡 例

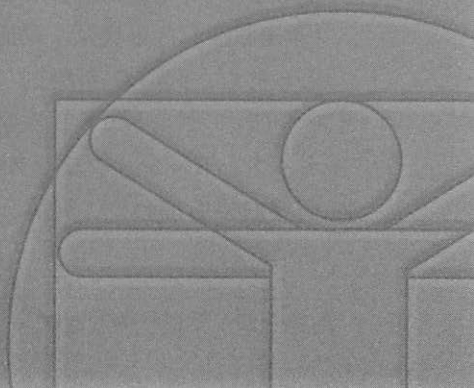
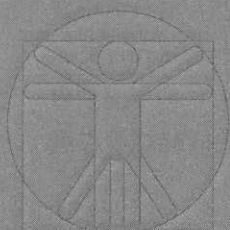
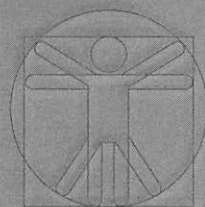
本書に登場する法令について、次の略語を用いています。

育児介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
自賠責法	自動車損害賠償保障法
短時間有期雇用労働者法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
マイナンバー法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
労基法	労働基準法
労契法	労働契約法
労災保険法	労働者災害補償保険法
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

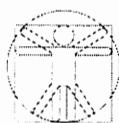


第1章

柔道整復師とは



1-1 業務内容



Q 柔道整復師とは、そもそも何をすることができるのでしょうか？

.....
A 医師と柔道整復師にのみ許された柔道整復を独占的に行うことができます。

解説

柔道整復師の資格や仕事については、柔道整復師法に定められています。

まず、柔道整復師とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者」と定義されています（柔道整復師法2条1項）。そして、柔道整復は、「医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行ってはならない」と定められています（柔道整復師法15条1項）。つまり、柔道整復師は、柔道整復を仕事として行うことができる者ということになります。そして、柔道整復は、医師と柔道整復師にのみ許された独占業務ということになります。

それでは、「柔道整復」とは何でしょうか。

「柔道整復」の定義は、柔道整復師法には存在しません。

もっとも、武道の「活法」として発生し、中国医学や江戸時代の南蛮（スペイン・ポルトガル）医学を取り込み、それ以降19世紀にかけて、イギリス、ドイツ、フランスなどの医学が導入され、それに我が国独自の研究成果も加わり、発展、普及していったという歴史的経緯等に鑑

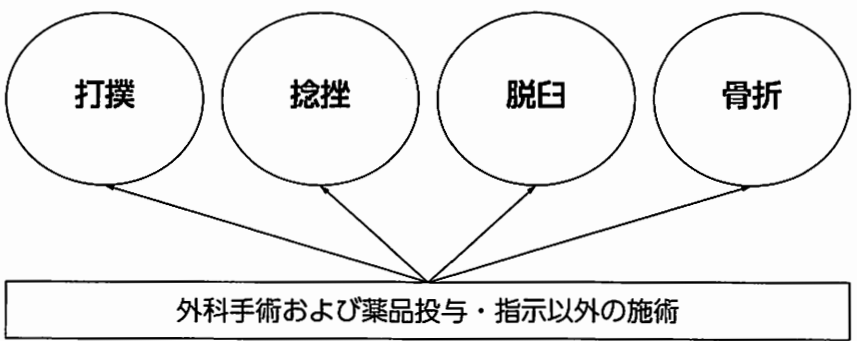
み、現在では、打撲、捻挫、脱臼、骨折に対して施術を行うことによりその回復を図るものと考えられています。打撲、捻挫、脱臼、骨折に限られる点は、大正時代に柔道整復術が公認された際に設定されたものです。これが、昭和45年の柔道整復師法制定の際にも前提とされています(1-3参照)。

そして、「柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない」(柔道整復師法16条)とされ、外科手術および薬品の投与・指示は禁止されています。

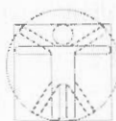
したがって、結局のところ、柔道整復とは、打撲、捻挫、脱臼および骨折に対して、外科手術および薬品の投与・指示によること以外の方法で施術を行うものとなります。

柔道整復師の施術の適否が争われた裁判例(昭和47年4月3日長野地裁松本支部判決)でも、「柔道整復師に許された柔道整復とは打撲、捻挫、脱臼および骨折に対して、外科手術、薬品の投与またはその指示をする等の方法によらないで応急的若しくは医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として行う施術を指称するものと解する」と判示されています。

図表 1-1 柔道整復のイメージ図



1-2 隣接業種との異同



Q 柔道整復は、診療行為、鍼灸指圧、整体、カイロプラクティック、マッサージなどの隣接業種とはどこが異なるのでしょうか？

A 法律に基づく資格、規制の有無がまったく異なります。柔道整復は、「医業類似行為」として、公的資格を有する柔道整復師と医師のみが行うことができます。

解説

医師とは、医業を行う者であり（医師法 17 条）、医業とは、反復継続する意思をもって医行為に従事することです。医行為とは、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為」（昭和 56 年 11 月 17 日最高裁判決）で、その危険性ゆえに医師でなければ医業をしてはならないとされています（医師法 17 条）。

他方、柔道整復、あん摩マッサージ指圧、鍼灸については、医行為ではないけれども一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれがあることから、無資格者が業として行うことが禁止されています。

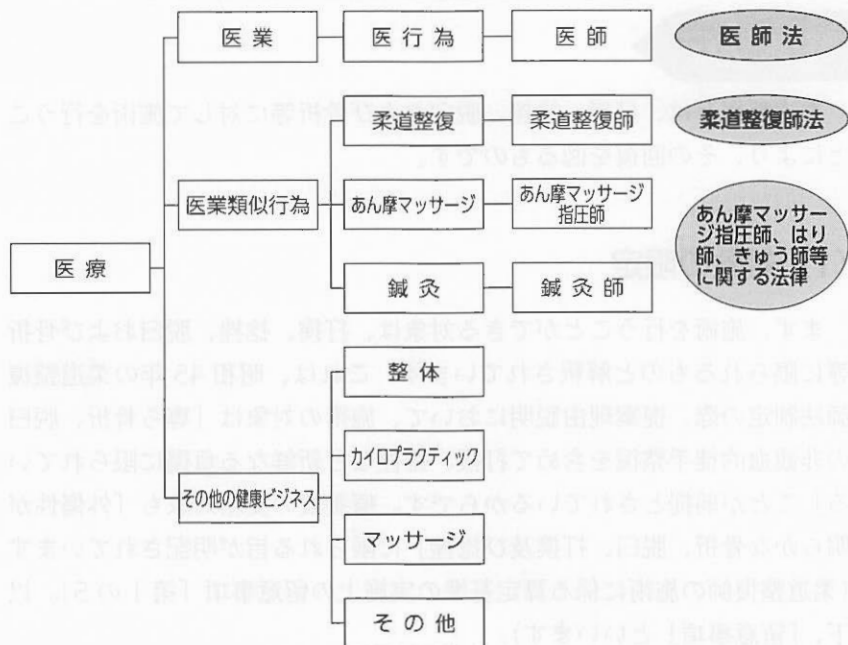
具体的には、柔道整復は、医師である場合を除き、柔道整復師でなければ業として行うことはできません（柔道整復師法 15 条）。また、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、医師である場合を除き、あん摩

マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を受けなければ業として行うことはできません（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律1条、12条）。

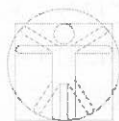
医師が行うのは「医業」とよばれるのに対し、柔道整復師が行う柔道整復、あん摩マッサージ指圧師が行うあん摩マッサージ指圧、鍼灸師が行う鍼灸は「医業類似行為」とよばれ区別されています。また、医師が医行為として患者を診察、診断、治療することは「診療」とよばれるのに対し、医業類似行為の各行為は「施術」とよばれ区別されています。

以上の医業または医業類似行為以外にも、整体、カイロプラクティック、一般のマッサージなどの健康ビジネスが存在しています。しかし、これらは、人体に危害を及ぼすおそれのない範囲で行うことができます。法律に資格があるものではなく、できることに限りがあります。

図表 1-2 柔道整復の法律上の位置づけ



1-3 柔道整復と診療の違い



Q 柔道整復師が行う施術は、医師が行う診療とどこが異なるのでしょうか？

A 施術を行うことができる対象と方法が異なります。対象は、打撲、捻挫、脱臼および骨折等に限られます。方法は、外科手術および薬品の投与・指示によること以外のものに限られます。

解説

柔道整復とは、打撲、捻挫、脱臼および骨折等に対して施術を行うことにより、その回復を図るものです。

(1) 対象の限定

まず、施術を行うことができる対象は、打撲、捻挫、脱臼および骨折等に限られるものと解釈されています。これは、昭和45年の柔道整復師法制定の際、提案理由説明において、施術の対象は「専ら骨折、脱臼の非観血的徒手整復を含めて打撲、捻挫など新鮮なる負傷に限られている」ことが前提とされているからです。療養費の支給対象も「外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫」に限られる旨が明記されています（柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項「第1の5」。以下、「留意事項」といいます）。

もっとも、前述のとおり（1-1 参照）、柔道整復師法上、「柔道整復」に関する定義はなく、上記提案理由説明においても「打撲、捻挫など新鮮なる負傷」と広がりのある言葉が用いられているので、打撲、捻挫、脱臼および骨折の4種類に限られると限定的な解釈をすべき必然性は、必ずしも高くないのではないかと理解しています。

(2) 脱臼・骨折についての医師の同意

また、脱臼または骨折については、医師の同意が必要となります（柔道整復師法 17 条本文）。これは、患者の身体に危害が生じるのを防止する趣旨です。つまり、脱臼や骨折は、患部の情報を正確に把握した上で治療方針を立てる必要があります、まず、医師が実施する X 線検査などの診療情報を基に患部の状況を正確に認識する必要があるからです。

もっとも、応急手当をする場合は医師の同意がなくても行うことができます（柔道整復師法 17 条ただし書）。これは、医師の診察を受けるまで放置した場合、むしろ患者の生命・身体に重大な危害を来たすおそれがある場合もあることから、そのようなときは、柔道整復師が患部を一応復する行為を行うことが適当と考えられるからです。

このような趣旨から、「応急手当をする場合」とは、脱臼または骨折の場合に医師の診察を受けるまで放置しては生命・身体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、を意味するものと考えられています。「応急」の必要性を緩やかに解釈して施術を行ってしまうことは認められません。あくまで、直ちに医療機関にかかれぬ理由があり、患部を放置すると生命・身体に重大な危害が生じるおそれがあるという必要性、緊急性が認められる場合の暫定的な措置として認められることに留意が必要です。

また、応急手当を行った後、引き続き施術を行う場合には、原則どおり医師の同意が必要となります。

応急手当でもなく、医師の同意なく脱臼または骨折の施術を行った場合、30 万円以下の罰金に処せられます（柔道整復師法 30 条 2 号）。

(3) 方法の制限

さらに、柔道整復師は、外科手術や薬品投与をしたり、その指示をしたりをすることもできません（柔道整復師法 16 条）。外科手術や薬品の調剤を行った場合、3 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金に処せられ、またはこの両方が科されます（医師法 17 条、31 条 1 号、薬剤師法 19 条、29 条）。

もっとも、湿布については、危険性がなく、かつ柔道整復師の業務に当然伴う程度のものであれば許容されます（昭和 24 年 6 月 8 日付医収第 662 号）。

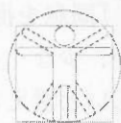
(4) 越権行為の責任

柔道整復師が本来行うことができない行為を行った結果、患者に損害を生じさせた場合、民事上、刑事上、行政上の責任を問われる可能性があります。

例えば、柔道整復師が、風邪気味であるとして診察治療を依頼された患者に対して、熱が上がれば体温により雑菌を殺す効果があって風邪は治るとの誤った考えから、熱を上げること、水分や食事を控えること、閉め切った部屋で布団をしっかりと掛け汗を出すことなどを指示し、その後、患者の病状が次第に悪化しても、格別医師の診察治療を受けるよう勧めもしないまま、再三往診するなどして引き続き前同様の指示を繰り返す、その後、患者の容態が悪化し、死亡するに至った事案で、柔道整復師に業務上過失致死罪（刑法 211 条）が成立するとした事案があります。

柔道整復師は、患者の身体の安全を確保する仕事であり、しかも、患者は柔道整復師を信頼して施術所を訪れています。信頼を寄せている患者に対する施術や療養指示の影響力はとても大きいです。その影響力の大きさゆえに、柔道整復師として、できること、すべきことを慎重かつ正確に判断する必要があります。

1-4 医師の同意



Q 医師の同意はどのように取得すればよいでしょうか？

A 実際に当該患者を診察した医師から、患者または柔道整復師自ら同意を得る必要があります。整形外科医に限られませんが、整形外科医が望ましく、また、書面を得るなど記録化しておくべきです。

解説

脱臼または骨折を施術する場合、応急手当をするときを除き、医師の同意が必要となります（前述 1-3 (2) 参照）。これは、患者の身体に危害が生じるのを防止する趣旨です。

したがって、医師の同意は、事前に包括的に同意を得ておくという方法では足りず、医師が当該患者を実際に診療した上での判断が必要になると考えられます。

また、医師の同意は、整形外科の医師に限られるといった規制が明文化されているわけではありませんが、患者の便宜等の観点から、当然、専門医にかかることが望ましく、一般的には整形外科医に照会するのが望ましいでしょう。

医師の同意は、患者自身が医師から同意を得る方法でも、柔道整復師が医師から同意を得る方法でも構いません。また、同意を得る形式は、

口頭であっても構いません。もっとも、何も記録が残っていないとなると、「同意を得た」との証明が著しく困難となりますので、同意書を得るか、少なくとも施術録に記載する等の方法で記録化しておくことが望ましいと言えます。

なお、療養費の支給対象となる施術に関しては、「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」[第1][3]では、①整形外科、外科等を標榜する医師に限られないこと、②実際に患者を診察した医師からの同意であること、③同意を得るのは、患者でも施術者でも構わないこと、④同意を得た旨が施術録に記載してあり、かつ支給申請書の「摘要」欄に付記されていれば、必ずしも医師の同意書の添付は必要ではないことなどが規定されています。

この点に関して、平成30年7月18日東京高裁判決では、当初、柔道整復師が施術を行った際には骨折の事実が判明しておらず、その後、医師により肋骨骨折と診断されたという事案で、骨折と診断されるまでの間に柔道整復師が行った施術費用について、骨折に対する施術を行うことについて医師の同意を得ていないことや、医師の診療方針に反するものであったことを指摘し、施術の必要性、相当性を否定する判断がなされています。骨折や脱臼の疑いが少しでもあるケースでは、念のため医療機関の受診を勧め、医療機関と連携しながら施術の可否、内容を決定していくことが重要となります。